

世田谷区立烏山福祉作業所における生活介護事業の実施について

(付議の要旨)

区立烏山福祉作業所について、令和 2 年 9 月策定の「障害者施設整備等に係る基本方針（以下、基本方針という。）」に基づき、令和 4 年度に実施予定の建物整備・保全計画に併せた施設改修により施設スペースを創出し、令和 5 年度より生活介護事業を実施する。

1 主旨

令和 2 年 9 月策定の基本方針において、施設所要量の確保にあたり、区立施設は建物整備・保全計画にあわせた施設改修や利用スペースの有効活用により定員拡充や事業追加を行うこととした。

区立烏山福祉作業所においては、令和 4 年度に改修工事を行う予定であることから、本件施設改修において、生活介護事業のスペースを創出し、令和 5 年度より生活介護事業を実施する。

2 施設現況

施設名 区立烏山福祉作業所

所在地 北烏山 1 - 2 9 - 1 5

事業内容 就労継続支援 B 型 定員 6 6 名

現員 5 4 名（令和 3 年 4 月 1 日時点）

3 生活介護事業の実施について

(1) 基本方針において、烏山地域では令和 1 2 年度までに 6 9 名分の生活介護事業が不足すると見込んでいることから、区立烏山福祉作業所において生活介護事業を新たに実施し、今後の通所施設利用希望者の増加に対応する。

(2) 定員は就労継続支援 B 型の現員と生活介護事業の支援スペースを鑑み以下の定員とする予定。

就労継続支援 B 型 定員 6 0 名

生活介護 定員 6 名（新規）

(3) 上記、生活介護事業の実施については、令和 4 年度の次期指定管理者選定に合わせて行う。

4 施設改修中の運営について

(1) 改修にあたっては、可能な範囲内で施設の活動を継続しながら工事を行うが、工事に伴う一部制約も見込まれるため、以下のとおり対応する。

①施設改修中は、北烏山地区会館も活動の場として活用し、現施設と合わせた並行運営を行う。

②北烏山地区会館については、1 階部分のみを活動の場として活用し、利用者の一部（1 5 名程度）が利用する。

(2) 並行運営にあたっては、利用者の障害特性や安全性などを考慮し、施設改修期間に限り臨時的に区立烏山福祉作業所から北烏山地区会館まで車両により移動を行う。

【車両移動にかかる経費（令和4年度）】

5, 3 2 2 千円（指定管理料）

## 5 その他

代替利用する北烏山地区会館は、公共施設等総合管理計画の一部改訂（素案）において、利用率が低い区民集会施設として位置付けられており、さらなる有効活用等の検討を進めている。一方で、障害者施設のニーズは高く、最優先に対応すべき喫緊の課題であることから、当該施設での代替利用の状況を踏まえ、令和5年度以降の障害者施設としての活用可能性を見据え、建物調査を実施し、関係所管と検討を進める。

## 6 今後のスケジュール（予定）

令和3年	9月	福祉保健常任委員会報告 保護者周知（生活介護事業実施、並行運営） 特別支援学校等周知（生活介護事業実施） 北烏山地区会館近隣周知（並行運営）
令和4年	4月	代替施設による並行運営開始
	12月	第4回区議会定例会に条例改正案提出（障害者福祉施設条例の改正）
令和5年	3月	代替施設による並行運営終了
	4月	生活介護事業開始

【周辺図】

